

神奈川県内全市町村で一斉実施

個人住民税の特別徴収の 完全実施をめざします！



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

事業者の皆様へ

平成28年度まで(一部先行実施)に、特別徴収義務者となるべき事業者の方に対して、特別徴収義務者の指定(特別徴収税額の通知)を行います。よろしくお願いします。



Q. 神奈川県内のみ
の取組みですか？



A. 時期の違いはありますが、全国的な取組みです。また、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市および相模原市の九団体)でも、特別徴収の推進のため、連携して各種の取組みを行っています。

Q. すべての従業員
について特別徴収しな
ければならないので
すか？



A. 原則として特別徴収していただく必要があります。なお、5月31日までに退職予定の方など、県内全市町村の統一基準(神奈川県統一基準)に該当する場合は、当面、普通徴収切替理由書等を提出していただくことにより普通徴収を認めることとしています。(神奈川県統一基準については、裏面をご覧ください。)

県税ホームページもご覧ください。

県税便利帳

検索



特別徴収制度や、特別徴収により納税する手続きは？

事業者の方が、従業員の方の毎月の給料の支払時に、個人住民税を給料から差し引いて徴収し、市町村に納めていただく制度です。（地方税法第41条、第321条の3）

個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

納税の手続きは、次のとおりです。

毎年5月に、従業員の方のお住まいの市町村から「特別徴収税額通知書」が事業者の方に送付されます。[下図]

この通知書には、従業員の方の毎月の税額（6月から翌年5月までの分）が記載されていますので、この税額を従業員の方の毎月の給料から差し引いて個人住民税を徴収していただきます。[下図]

徴収した個人住民税は、徴収した月の翌月10日までに従業員の方のお住まいの市町村に納入していただきます。[下図]

神奈川県統一基準とは？

当面、例外的に普通徴収を認める場合の基準を県内市町村で統一したものです。普通徴収とするためには手続きが必要です。具体的には各市町村にお問い合わせください。

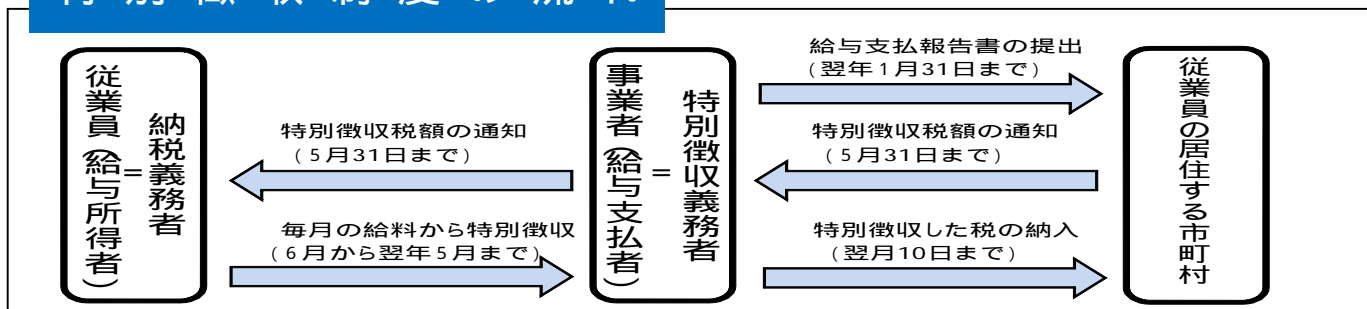
【当面普通徴収を認める従業員の基準】

- (1) 他の事業所で、特別徴収を行っている方（例：乙欄適用者）
- (2) 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（例：年間の給与支給額が100万円以下）
- (3) 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
- (4) 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- (5) 退職又は退職予定の方（5月末日まで）

【当面特別徴収しないことを認める事業者の基準】

- (1) 特別徴収すべき従業員の方が2人以下
- (2) 電算システム改修等のため、直ちに特別徴収することが困難

特別徴収制度の流れ



特別徴収の手続きなどのお問い合わせ先

横浜市 特別徴収センター

電話(045)671-4471

川崎市 法人課税課

電話(044)200-2209

相模原市 市民税課

電話(042)769-8221

横須賀市 市民税課

電話(046)822-8192

平塚市 市民税課

電話(0463)21-8767

鎌倉市 市民税課

電話(0467)61-3921

藤沢市 市民税課

電話(0466)25-1111(代)

小田原市 市民税課

電話(0465)33-1354

茅ヶ崎市 市民税課

電話(0467)82-1111(代)

返子市 課税課

電話(046)873-1111(代)

三浦市 税務課

電話(046)882-1111(代)

秦野市 市民税課

電話(0463)82-5130

厚木市 市民税課

電話(046)225-2011

大和市 市民税課

電話(046)260-5234

伊勢原市 市民税課

電話(0463)94-4711(代)

海老名市 市民税課

電話(046)235-8594

座間市 市民税課

電話(046)255-1111(代)

南足柄市 税務課

電話(0465)73-8015

綾瀬市 税務課

電話(0467)70-5611

葉山町 税務課

電話(046)876-1111(代)

寒川町 税務課

電話(0467)74-1111(代)

大磯町 税務課

電話(0463)61-4100(代)

二宮町 税務課

電話(0463)71-3311(代)

中井町 税務町民課

電話(0465)81-1113

大井町 税務課

電話(0465)85-5008

松田町 税務課

電話(0465)83-1224

山北町 町民税務課

電話(0465)75-3641

開成町 税務窓口課

電話(0465)84-0313

箱根町 税務課

電話(0460)85-7750

真鶴町 税務収納課

電話(0465)68-1131(代)

湯河原町 税務課

電話(0465)63-2111(代)

愛川町 税務課

電話(046)285-6915

清川村 税務住民課

電話(046)288-3849